

令和 8 年 8 月 21 日



岩倉市における、インクルーシブ保育の
さらなる推進を求める請願書

岩倉市議会議長 須藤 智子 殿

請願団体 岩倉市立保育園父母の会連絡会

代表者 赤堀 哲也

住所 岩倉市 [Redacted]

紹介議員
大野 慎治
塚崎 海緒
木村 冬樹
柳谷 規子

請願趣旨

本請願は、令和 6 年度および令和 7 年度に提出した請願と同じ問題意識に基づき、岩倉市におけるインクルーシブ保育のさらなる推進を求めるものです。

障がいや発達上の特性により特別な支援を必要とする子どもが、就学前から地域の子どもたちと共に集団生活を経験することは、社会適応や発達を支えるうえで大きな意義があります。岩倉市においては、公立保育園が加配対応のもと、こうした子どもたちの主な受け入れ先となっており、地域で共に育つための重要な役割を担っています。

しかし、保育園を利用するためには、保護者に就労その他の「保育の必要性」を認める事由があることが求められます。そのため、子ども本人に集団生活や支援を受ける必要性があっても、それ自体は保育園利用の事由として反映されません。

加配保育を必要とする子どもの家庭では、医療機関への通院、療育や福祉サービス事業所への送迎・付き添い、関係機関との連絡や相談、子どもの特性に応じた突発的な対応などにより、保護者が就労に充てられる時間が制限される場合があります。就労の意思があっても、こうした支援と両立しながら、月 60 時間以上の就労を安定して確保することが難しい家庭が存在します。

令和 6 年度の請願では、「保育の必要性」の認定基準を、岩倉市の判断において弾力的に運用し、子ども本人の障がいを認定することで、入園可能とする対応を求めました。しかし、市独自に認定事由を加えることは難しいとの見解が示され、国および県への意見書提出のみを一部採択していただきました。

令和 7 年度には、より具体的で即効性のある対応として、障がい児の家庭に限り就労要件を月 60 時間以上から月 40 時間程度へ緩和することなどを求めました。請願は趣旨採択となり、問題意識や目指す方向にはご理解をいただきましたが、具体的な制度変更には至っていません。

昨年度の委員会審議では、国の制度上、保育の必要性を認定する就労時間の下限は、月 48 時間から 64 時間までの範囲で市町村が定めることができると説明をいただきました。また、岩倉市が月 48 時間の基準を採用することは、理論上は可能である旨の答弁もありました。

これを踏まえ、今年度は昨年度の月 40 時間という要望を見直し、国の制度上認められている範囲の下限である月 48 時間以上への緩和を求めます。本請願は、国の制度改正や、制度の枠を超えた特別な対応を求めるものではありません。現行制度において市町村に認められている裁量の範囲内で、岩倉市が、加配保育を必要とする家庭の実情を踏まえた基準を設けることを求めるものです。この緩和によって新たに対象となり得るのは、加配保育を必要とする家庭のうち、現行の月 60 時間以上という基準を満たすことは難しい一方で、月 48 時間以上の就労が可能な家庭です。加配保育を必要とする家庭の中にも、既に月 60 時間以上の就労要件を満たしている家庭は多く、本要望によって保育園の利用対象が大幅に拡大するものではないと考えます。

また、就労要件を月 48 時間以上へ一律に緩和することが難しい場合の代替案として、実際の就労時間に、子ども本人の支援に要する時間を加算し、その合計時間をもって、保育の必要性認定における月 60 時間以上の基準への該当を判断する、加配保育を必要とする家庭向けの特例的な算定基準を設けることを求めます。ここでいう支援に要する時間とは、医療機関への通院、療育や福祉サービス事業所への送迎・付き添いなど、子どもの障がいや発達特性に応じて必要となるものを想定しています。算定に当たっては、医師の診断書、障害者手帳、福祉サービスの利用状況、通院や送迎の実態などを確認できる客観的な資料の提出を前提とし、各家庭の状況に応じて慎重に判断していただくものと考えます。

なお、愛知県内では、これまでの請願において名古屋市の事例を紹介しており、昨年度には名古屋市の保育園への行政視察も実施していただきました。また、豊田市では、療育等への通所に伴う付き添いや送迎に要する時間と、就労や就学に要する時間を合わせて考慮する事例があります。いずれも本請願で求める制度と同一のものではありませんが、障がい児家庭の実情を踏まえた柔軟な運用が、自治体の裁量により実際に行われている参考事例です。（詳細は添付資料をご参照ください。）

岩倉市の公立保育園では、障がいの有無、発達上の特性、国籍、年齢などにかかわらず、多様な子どもたちが共に育ち合える、まさにインクルーシブな保育を実践していただいていると感じております。しかし、こうした保育の実践も、それを必要とする家庭が実際に利用できなければ、その意義を十分に生かすことはできません。子どもの支援に不可欠な時間によって就労が制限される家庭については、保育園利用の障壁を緩和するための現実的な配慮が必要です。国の制度上認められた範囲の中で、岩倉市が地域の実情に即した判断を行い、インクルーシブ保育をさらに推進していただくことを強く望みます。

以上より、次のことについてお願いいたします。

請願事項

1. 保育の必要性認定における就労要件の緩和
保育の必要性認定における就労要件（現行：月 60 時間以上）を、加配保育を必要とする子どもの保護者について、月 48 時間以上へ緩和することを求めます。
2. 子ども本人の支援に要する時間を考慮した特例的な算定基準の設定
前項の就労要件の緩和が難しい場合の代替案として、加配保育を必要とする子どもの保護者について、実際の就労時間に、子ども本人の通院、福祉サービス事業所への送迎・付き添いなど、支援に要する時間を加算し、その合計時間をもって、保育の必要性認定における月 60 時間以上の基準への該当を判断する、特例的な算定基準を設けることを求めます。

4 入園できることも

出典：豊田市公式資料

令和 9 年度版 こども園等のご案内 (PDF) 抜粋

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kosodategakko/kosodate/hoiku/1016131/index.html>

(1) 入園できることも

入園希望児及び保護者が豊田市に居住している。

また、原則として 3 歳児までは、同居の保護者が入園要件に該当する。

(9)

(5) ~ (8)

(2) を参照

(2) 入園要件

保護者の状況		時間・期間等	提出書類 (要件証明書・添付書類) ※P4・5 参照
A	就 労	月 60 時間以上の労働。 入園日時点で就労予定も可。 ※育休期間中での入園は不可。 (「18 育児休業中の継続在園 (P23)」・「23 よくある質問 (20) (P29)」参照) 入園要件が必要な園児については、保護者の就労等実態調査 (給与明細提出など) を随時実施し、適正運営を図っています (P24 の「21 その他の注意事項 (2)」参照)。給与明細やタイムカード等は大切に保管しておいてください。 ※家族従業者とは…自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者	就労証明書 ※自営業主・自営業専従者の方の添付書類については P4 参照
	出 産	予定月と前後 2 か月を含めた 5 か月間 ※多胎児出産の場合は、予定月と予定月前 4 か月と予定月後 4 か月を含めた 9 か月間	出産申立書 母子手帳の提示
	病 気 障がい	保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合 又は 以下の障がい者手帳がある場合 ・身体障がい者手帳 (1 級・2 級・3 級のみ可) ・療育手帳 (A 判定・B 判定のみ可) ・精神障がい者保健福祉手帳	病気・障がい証明書 手帳のコピー (障がい者手帳がある場合) ※添付書類については P4 参照
D	看 護 介 護	同居の親族を常時看護又は介護している場合 (入園希望児・在園児の看護・介護は不可)	看護・介護証明書 ※添付書類については P4 参照
E	就 学	月 60 時間以上の就学。学校教育法に規定する学校に在学している場合、又は職業訓練学校等における職業訓練を受けている場合 (就労を前提とした就学をする場合に限る。) ※A、F の要件と合わせて 60 時間以上でも可	就学証明書
F	通園・通学	月 60 時間以上、保護者同伴の通園・通学 (発達センター通園児等) に付き添う場合 (本児分も可) ※A、E の要件と合わせて 60 時間以上でも可	通園・通学証明書
G	求職活動 ※1 次申込みは不可	継続的に求職活動を行っている場合 (2 か月以内に就労証明書を提出することが必要)	求職活動申立書 ハローワーク受付票等のコピー
	災 害	入園要件として「通園・通学への付き添い」が認められています。 就労 (A) や就学 (E) の要件と合わせて月 60 時間以上とすることも可能です。 複数の要件を合算して、保育の必要性を判断する先事例として参考にできます。	

通園・通学証明書 令和8年度用

ATESTADO DE ACOMPANHAMENTO A CRECHES/JARDINS E ESCOLAS

(ANO LETIVO 2026)



裏面の記入要領を確認し、下記の該当する箇所を記入してください。

Preencher os itens correspondentes abaixo de acordo com o modelo de preenchimento no verso da folha

児童名 Nome da(s) criança(s)		生年月日 Data de nascimento		学齢 Idade Escolar	園名 Nome da creche
	年 月 日 ano mês dia		歳児 anos	園 En	
	年 月 日 ano mês dia		歳児 anos	園 En	
	年 月 日 ano mês dia		歳児 anos	園 En	
付添い者氏名 Nome do acompanhante					
児童からみた付添い者の続柄 Relação do acompanhante com a criança		☐ 1 父 1 Pai ☐ 2 母 2 Mãe ☐ 3 祖父 3 Avô ☐ 4 祖母 4 Avó ☐ 5 その他 () 5 Outros ()			
① 保護者記入欄	1 付添いを必要とする者 Pessoa que necessita de acompanhamento	氏名 Nome			
		生年月日 Data de nascimento	☐ 平成/ Heisei 年 月 日 ☐ 令和/ Reiwa ano mês dia		
		児童との続柄 Relação com a criança inscrita na creche.	☐ 兄 ☐ 姉 ☐ 弟 ☐ 妹 ☐ その他 () Irmão maior irmã maior irmão menor irmã menor Outros ()		
2 園・通学施設名 Nome da Instituição que frequenta					
3 平均通園・通学日数/時間 Média de dias e horas de frequência	☐ 1. 60 時間以上 140 時間未満 ☐ 2. 140 時間以上 ☐ 1. Entre 60 à 140 horas ☐ 2. Acima de 140 horas			月間 時間 Média horas/mês	月間 日 Média dias/mês
4 付添い時間 (1 日平均) Horário do acompanhamento (Média diária)	午前/AM	時 分 ~ 時 分まで H min H min	計 時間 Total de horas	保育要件は 60 時間以上 / 月 ※就労要件と合わせて 60 時間以上でも可 (Para requisito de ingresso necessita ter acima de 60 horas mensais) ※Poderá completar com o requisito de trabalho	
	午後/PM	時 分 ~ 時 分まで H min H min	計 時間 Total de horas		
5 付添い期間 Período do acompanhamento	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで A partir de Reiwa ano mês dia até Reiwa ano mês dia				
6 備考 (参考になる事項) Observação (Dados para ter como referência)					
上記のとおり付き添うことを申し立てます。 Declaro que tenho realizado o acompanhamento de acordo com o descrito acima.					
令和 年 月 日 Reiwa ano mês dia		申立者氏名/Nome do declarante:			
② 施設(学校)記入欄 Preenchido pela Instituição (de Ensino)	上記のとおり相違ありません。				
	令和 年 月 日		(証明者)		
	施設(学校)所在地:				
	施設(学校)名:				
	施設(学校)長名:				
	担当者氏名:				
電話番号:					

裏面に記入要領を記載していますので、必ず確認をお願いします。
 Por favor verificar, sem falta, o modo de preenchimento informado no verso da folha.

園コード	整理番号	学齢	歳児	受付日	令和 年 月 日
提出理由	1. 入園希望 2. 要件変更 3. 時間外保育等の利用 4. その他 ()				